



令和7年6月から段階的に施行

年金制度改革法のポイント

令和6年の財政検証結果を受けて「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が令和7年6月20日に公布され、段階的に施行されています。

この改正は、少子高齢化の進行や働き方の多様化に対応し、将来にわたって安定した年金制度を維持するために行われるものです。おもな制度改革の施行スケジュールとポイントを確認しておきましょう。

令和7年 年金制度改革 基本の考え方

- 働き方や生き方、家族構成の多様化に対応する
- 現在の受給者、将来の受給者の双方にとって、老後の生活の安定、所得保障の機能を強化する

おもな制度改革の施行スケジュール

令和6年 財政検証

国民年金及び厚生年金財政の健全性と将来の見通しを確認するため、少なくとも5年に1度「財政検証」が行われています。今回の年金制度改革は、この財政検証結果を踏まえた内容となっています。

令和7年6月(改正法公布)

●障害年金等の保険料納付要件の特例措置の延長

障害年金などを受給する際に必要な保険料納付期間の要件について、特例措置が延長され、受給資格を確保しやすくなります。

●離婚時分割の請求期限を延長【公布日から1年以内に施行】

離婚時の年金分割の請求期限がこれまでの2年から5年以内に延長されます。

令和8年4月

●在職老齢年金制度の支給停止基準額の引上げ → **pick up** P13参照

令和9年9月

●標準報酬月額の上限の引上げ

保険料や年金額の計算に使う「標準報酬月額」の上限が、現在の65万円から3段階で引き上げられ(令和9年9月～68万円、令和10年9月～71万円、令和11年9月～75万円)、高所得者の保険料や年金額が適正化されます。

令和10年4月

●60歳未満の遺族厚生年金の男女差の解消 → **pick up** P13参照

●遺族厚生年金受給権者の老齢年金の繰下げの見直し

遺族厚生年金の受給権者は、老齢厚生(基礎)年金の繰下げができませんが、遺族厚生年金を請求していない場合に限り、繰下げできるようになります。

●遺族基礎年金の子に対する支給停止規定の見直し

子が遺族基礎年金を受け取りやすくなるよう、規定が見直されます。

●子の加算の見直し

厚生年金・基礎年金のいずれにおいても、子がいる場合の年金額が手厚くなります。

●老齢厚生年金の加給年金額の見直し

老齢厚生年金に加算(65歳未満の配偶者がいるとき)される加給年金額が減額されます。

令和11年 財政検証

pick up

在職老齢年金制度の支給停止基準額の引上げ(令和8年4月施行)

働き続けたい高齢者の増加、高齢者の活躍を求める世の中のニーズの高まり

➔ 高齢者が安心して働き続けられる環境を整え、就労意欲を後押し

「在職老齢年金制度」とは、働きながら(厚生年金加入)厚生年金を受給している場合、賃金と年金の合計額が一定の基準を超えると年金額が調整されるしくみです。この調整に用いる支給停止の基準額が、令和8年4月から以下のとおり引き上げられます。

在職中の支給停止の基準額

現行

51万円

(令和7年度額)

改正後

62万円

(令和8年4月1日施行)※法令に基づき改定される場合があります。

例えば

賃金45万円、厚生年金10万円の場合

賃金と厚生年金の合計が基準額を超えると、
超えた分の半額が支給停止になります。

$(45万円 + 10万円 - 51万円) \div 2 = 2万円$



pick up

60歳未満の遺族厚生年金の男女差の解消

(男性：令和10年4月施行
女性：令和10年4月から20年かけて
段階的に施行)

女性の就業率が上昇し、共働き世帯が中心になるなど社会情勢が変化

➔ 夫婦どちらが亡くなっても、遺された家族がより安心できる制度に

遺族厚生年金は、厚生年金に加入していた方等が亡くなったとき、その方に経済的に支えられていた遺族が受けられます。この遺族厚生年金について、制度の男女差が解消されます。

①60歳未満の遺族厚生年金が有期給付になります【対象：子のない妻又は夫】

現行	改正後
夫の死亡時 30歳未満の妻 ➔ 5年間の有期給付 30歳以上の妻 ➔ 無期給付	男女共通 60歳未満の妻・夫 ➔ 原則5年間の有期給付 有期給付化に伴い、さまざまな 配慮措置が講じられます。
妻の死亡時 55歳未満の夫 ➔ 給付なし 55歳以上の夫 ➔ 60歳からの無期給付 (60歳までは支給停止)	改正前から遺族厚生年金を受け取っていた方、 60歳以降の妻・夫などは、現在と変わりなく受給できます。

②遺族厚生年金の中高齢寡婦加算が段階的に減額・廃止されます【対象：子のない40歳以上65歳未満の妻】